

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第6号

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「三重県北勢児童相談所」を「三重県鈴鹿児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。